

宮崎県建設業協会機関誌

No.606

会報

2025年

4月



出前講座・現場見学会

[令和6年10月24日(木)]

宮崎県立宮崎工業高等学校

建築科 1年生 37名



就業体験

[令和6年10月15日(火)～18日(金)]

宮崎県立宮崎工業高等学校

建築科 2年生 40名



Monthly
Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

● 令和7年4月の行事予定	1
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 建設キャリアアップシステムの登録状況	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 九州地方整備局との意見交換会を開催	3
2. 令和6年度第12回常務理事会を開催	4
3. 令和6年度第7回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	5
4. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	8
5. 令和7年度テレビCM放送のご案内	9
● 雇用改善コーナー	
1. 令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	10
2. 令和8年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期について	11
● 建退共	
1. 建退共への加入のすすめ	13
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）	13
● 技士会	
1. 令和7年度1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内	14
2. 令和7年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	15
3. 令和7年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会の案内	15
4. ドローン国家資格（二等無人航空機操縦士）取得講習の募集について	15
● 事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	16
● 建災防	
1. 令和6年に県内で発生した死亡災害	18
2. 建設業労働災害防止協会宮崎県支部のHPをリニューアルしました	19
3. 今後の熱中症対策について	19
4. 令和7年度 ずい道等建設労働者健康情報管理システム説明会について	19
● 火薬協会	
1. 火薬類取締法に基づく報告について	20
2. 火薬庫の定期自主点検の徹底について	20
3. 火薬関係資格試験の日程（予定）の案内	20
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）	21
2. 電子保証のご案内	22
3. 中間前払金制度のご案内	23
● 建設業情報管理センターからのお知らせ	24
● AIG損保	
1. 工事総合補償プランのご案内	25
2. 事故発生時の「解決援助」サービスのご案内	26
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	27

令和7年4月行事予定

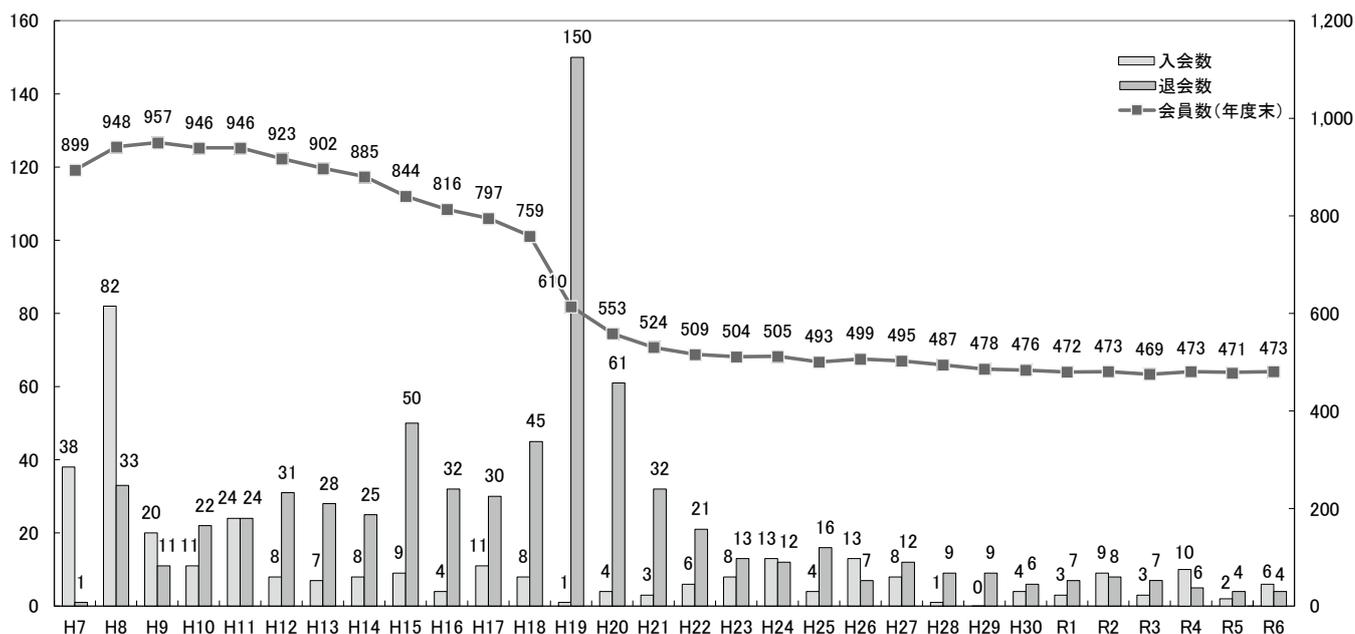
日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水			
10	木	技士会 監査		
11	金	政治連盟監査 建設会館監査	建災防監査 建退共監査 不整地運搬車運転技能講習(清武 12日まで)	火薬監査
12	土			
13	日			
14	月	県協会 監査		組合 監査
15	火		斜面の点検者に対する安全教育(清武)	
16	水	九州建設業協会 会長会議(福岡)		
17	木		建退共支部事務担当者会議(東京)	
18	金	技士会 監理技術者講習(宮崎)	高所作業車運転技能講習(清武 19日まで) 建退共支部事務担当者研修会(東京)	
19	土			
20	日			
21	月	県協会 常務理事会・県との意見交換会 技士会 理事会		
22	火	都城地区建設業協会 総会	足場の組立て等の業務に係る特別教育 (清武 23日まで)	
23	水	県協会 新入社員研修(25日まで)		
24	木	西都・日向地区建設業協会 総会		
25	金	宮崎・日南・串間・小林・東諸・高鍋・延岡・ 高千穂地区協会 総会	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及 び掘削用)運転技能講習(清武 26日まで)	
26	土			
27	日			
28	月			
29	火	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	水			

会員の異動状況

【3月退会】

地区名	会社名	代表者名	退会日
日向	水本建設(株)	水本 信幸	R 7. 3.24

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	473	471	473
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3	10	2	6	
退会数	1	33	11	22	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	7	6	4	4	
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	473	471	473	

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R6は3.31現在

建設キャリアアップシステム (CCUS) の登録状況

【登録状況 2025.2.28時点】

	技能者(名)	事業者(社)		建設業許可業者数(社)	登録率(%)
		一人親方除く			
宮崎県	14,426	2,057	1,651	4,296	38.4
全国	1,610,190	288,268	189,210	479,383	39.5

※建設業許可業者数は、令和6年3月末時点を参照

【会員企業の登録状況 2025.2.28時点】

土木格付	特A	A	B	C	無		合計
					建築格付有	建築格付有	
会員企業数(社)	52	190	155	58	17	2	474
登録済(社)	52	177	88	28	2	0	347
登録率(%)	100.0	93.2	56.8	48.3	11.8	0.0	73.2

※土木格付の特AはJV含む

宮崎県建設業協会

1. 九州地方整備局との意見交換会を開催

3月5日（水）に宮崎観光ホテル3階「緋耀」にて、九州地方整備局との意見交換会が開催され、開会では九州地方整備局青野企画部長と藤元会長による挨拶が行われた。

情報提供では、「令和6年度当初・補正予算と令和7年度当初予算の概要」や「第三次担い手3法の概要」、「営繕積算方式」、「令和7年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」等について説明があった。

意見交換会では、「発注方法」や「物価上昇に沿った労務単価・歩掛りの改定」、「工事の適正執行のための勘所」等についての各種要望等について活発な意見を交換した。

最後に、九州地方整備局判田建政部長の総括で閉会となった。



青野企画部長



判田建政部長



藤元会長

出席者一覧

国土交通省 九州地方整備局

所属名	役職名	氏名
企画部	部長	青野 正志
〃	技術調整管理官	阿部 成二
〃	技術開発調整官	小林 秀典
〃	技術管理課長	江口 秀典
建政部	部長	判田 乾一
〃	建設産業調整官	伊東 裕倫
営繕部	部長	西尾 達司
〃	営繕品質管理官	一丸 敏雄
宮崎河川国道事務所	事務所長	大嶋 一範
延岡河川国道事務所	事務所長	島川 浩一
川内河川事務所	事務所長	亀園 隆
鹿児島営繕事務所	事務所長	森下 史仁

国土交通省 九州地方整備局 随行者

所属名	役職名	氏名
宮崎河川国道事務所	技術副所長	田脇 康信
〃	技術副所長	中島 昇
〃	総括保全対策官	増尾 明彦
〃	工事品質管理官	山村 覚
延岡河川国道事務所	技術副所長	下村 慎一郎
〃	技術副所長	内田 均
川内河川事務所	技術副所長	目床 順司
鹿児島営繕事務所	技術課長	的場 喜郎
企画部 技術管理課	課長補佐	藤岡 慎介
〃	工事品質確保係	本嶋 太博

宮崎県

所属名	役職名	氏名
県土整備部	次長	松山 英雄
〃	技術企画課副主幹	緒方 誠

(一社) 宮崎県建設業協会

役職名	氏名	備考
会長	藤元 建二	東諸地区建設業協会
副会長	本部 喜好	宮崎地区建設業協会
〃	河野 与一	小林地区建設業協会
〃	黒木 繁人	日向地区建設業協会
常務理事	河野 直継	日南地区建設業協会
〃	有嶋 由紀夫	串間市建設業協会
〃	長友 俊美	都城地区建設業協会
〃	池田 博	西都地区建設業協会
〃	木村 尚人	高鍋地区建設業協会
〃	木村 健一	延岡地区建設業協会
〃	工藤 勝利	高千穂地区建設業協会
専務理事	石井 剛	事務局
常務理事	檜村 晃弘	事務局
事務局長	大谷 幸一郎	事務局
土木・農林課長	早瀬 満	事務局
業務係長	山尾 浩太郎	事務局

宮建協

2. 令和6年度第12回常務理事会を開催

令和7年3月21日（金）14時35分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村常務が定足数（12/13名：会成立）の報告をして開会を宣し、議事に移った。

開会挨拶で藤元会長が「今回が本年度最後の意見交換会となる。よろしくお願ひしたい。」

県では人事異動が公表され、多くの方が異動になるようである。新年度になった際には土木事務所の新しい方々と打合せ等を実施していただきたい。

本日の午前中に宮崎河川国道事務所の副所長と品質管理官が来館され、令和7年度総合評価落札方式（工事・業務）の主な変更点の公表についての説明があった。説明の中で今回の変更については全ての工事で適用するのではなく、それぞれ状況を見ながら活用していきたいとのことであった。

本日も意見交換会までよろしくお願ひしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

榎村常務が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者及び情報提供等について報告し、承認された。

議題2 令和7年度宮崎県建設業協会会長表彰について

大谷事務局長が資料2に基づき、令和7年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦案について報告し、承認された。



第12回常務理事会

議題3 理事会上程議案（総務委員会開催結果報告）について

榎村事務局長が資料3に基づき、3月3日（月）に開催された総務委員会の開催結果を報告した。主な議題は、令和7年度事業計画（案）、令和7年度収支予算（案）について。

議題4 その他

(1) 九州建設業協会土木委員会の開催結果について

早瀬課長が参考1に基づき、2月25日（火）開催の九州建設業協会の土木委員会及び九州地方整備局企画部との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、水替工、設計段階での二次製品の採用、現場における変更協議について。

(2) 九州建設業協会建築委員会の開催結果について

大谷局長が参考2に基づき、2月26日（水）開催の九州建設業協会の建築委員会及び九州地方整備局営繕部との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は、入札時積算数量活用方式の各県の取り組み状況、大規模公共工事における配置技術者、図面の不整合等の問題が発生した際の責任の所在について。

(3) 令和7年度県政に関する要請について（回答）

榎村常務が参考3に基づき、県政に関する要望への回答があったことを報告した。

(4) 「みちづくし in のべおか 2025」
広告協賛について

藤元会長が参考4に基づき、みちづくし in のべおか 2025より協賛依頼があったことを報告し、対応について承認された。

(5) 河野しゅんじ県政報告会について

榎村常務が参考5に基づき、河野しゅんじ県政報告会の開催（案）について報告し、対応等について承認された。

(6) その他

- ・政治連盟に関することについて報告し、承認された。

議題5 常務理事会等協会行事について

榎村常務が参考6に基づき、6月末までの各種行事について報告し、承認された。

組合

宮崎県建設事業協同組合の第3回審議委員会を開催

常務理事会に引き続き、下記事項について報告、審議をし、全会一致で承認された。

報告事項 宮崎銀行の貸付利率が令和7年3月3日から1.70%へ改定(+0.25%増)

審議事項 宮崎銀行利率改定を受け、組合の貸付利率を審議。現行(貸付額500万円以下1.8%、500万円以上2.2%)のまま運営することで決定。

3. 令和6年度第7回宮崎県県土整備部と(一社)宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和7年3月21日(金)16時、宮崎県建設会館5階会議室において、榎村常務が開会を宣した。

出席者については次のとおり。

◇宮崎県県土整備部

松山次長(道路・河川・港湾担当)

管理課：鬼塚課長、湯淺課長補佐、東主査、山田主事

技術企画課：植村課長、春田課長補佐、久保田・山口・榎本主幹、緒方副主幹、白坂主査

河川課：井崎主幹

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：児玉課長、松尾工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、

本部・河野(与)・黒木副会長、河野(直)・有嶋・長友・池田・木村(尚)・木村(健)・工藤常務理事

事務局：榎村常務理事、大谷事務局長、早瀬土木農林課長、山尾業務係長、有馬コーディネーター

【藤元会長挨拶】

本日は、本年度の最後の意見交換会となるが年度末の大変お忙しい中、意見交換会に出席いただき感謝申し上げます。また、松山次長については、九州地方整備局との意見交換会にも参加いただき、併せてお礼申し上げます。

昨年に建設業の働き方改革が始まり、第3次担い手3法が公布・施行された。法の整備は進んでいるが、建設業を営む者としては、物価や賃金上昇による収益の低下に危機感を持っており、技術者や技能労働者の確保や育成などの課題が長期化する中、環境的にも厳しさが増しているように感じる。

一方で自然災害では、台風10号による竜巻や豪雨災害、線状降水帯等による土砂崩れ、日向灘地震等が発生し、更には鳥インフルエンザも発生した。これらの災害では防災・防疫協定に基づき本会員企業が対応しているが、厳しい経営環境の下、災害対応ができる技術力と意欲を持つ会員企業に対して、何らかのインセンティブを検討していただきたい。

新体制に移行しても、今までと変わらず意見交換会の継続をお願いしたい。

【松山次長挨拶】

意見交換会は本年度内で7回開催されたが、皆様との意見交換を通じて、我々も情報の更新することができた。今後も引き続き良い方向に進めていければと考えている。

明後日には都城志布志道路が全線開通され、4月には国スポ・障スポの陸上競技場、県営プールが供用予定であるがインフラ整備が確実に進捗していることを肌で感じている。皆様の協力による成果だと考えており、引き続き協力をお願いしたい。

昨年は、台風や地震に加え、鳥インフルエンザも高鍋・串間地区で発生したが、災害や防疫等に迅速に対応いただき感謝申し上げます。

補正予算や新年度予算、6年災の予算など、今後本格的に発注となるため工事の受注をお願いしたい。

宮建協

県では令和7年4月1日付けで組織の改正が予定されており、環境森林部と農政水産部、県土整備部の3部共管で、盛土対策課が新たに設置される。また、営繕課が計画から保全・施工までを一元的に進めるために総務部に移管される。県土整備部としても総務部と連携を図りながら一体となって取り組みたいと考えているため、協力をお願いしたい。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》

令和8・9年度の県建設工事等に係る入札参加資格の認定について

- 次年度の入札参加資格の認定（素案）について説明があった。

《技術企画課》

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等について

- 新たに適用される公共工事設計労務単価等により、特例措置やインフレスライド条項による請負代金等の変更を請求することが可能になる。請求する場合は、発注者と協議をして欲しい。

技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

- 公共工事設計労務費単価の上昇を踏まえ、①技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、②新労務単価を踏まえた請負代金額の変更、③法定福利等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導、④若年入職者の積極的な確保、⑤ダンピング受注の取止の徹底、⑥適正な工期の設定・確保と必要経費の確保、⑦CCUSによる技能労働者の処遇改善の事項について適切な対応を依頼する。

工事書類簡素化ガイドライン及び土木工事共通仕様書等の改定について

- 工事書類簡素化ワーキンググループで検討した内容を踏まえ、ガイドラインを改定する。主な改定は、施工計画書の一部省略、創意工夫について最大10項目以下に制限。継続検討となった項目については、次年度以降も検討を続ける。

間接工事費における山間僻地の取扱いについて

- 令和7年2月以降に執行伺いを行うものから山間僻地等の諸経費の地域補正を行う。なお、山間僻地は「宮崎県人事委員会規則第7号における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区」とする。

余裕期間実施要領の改正について (フレックス方式の導入)

- これまで、「発注者指定方式」と「任意着手方式」を運用してきたが、更なる平準化につなげるため、「任意着手方式」から受注者がより柔軟に工期を設定できる「フレックス方式」に変更する。

ただし、国の制度とは異なり、実工期の始期は、余裕期間内に任意の日を設定する必要がある。

《河川課》

宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会研修会について

- 令和7年度以降の研修会は、受講者の負担軽減に配慮したオンデマンド形式（WEB）で開催する。ただし、以前の対面形式では1回の研修で3ユニットだったが、オンデマンド形式（WEB）では2ユニットとなる。詳細については4月以降にホームページに掲載予定。

《工事検査課》

宮崎県検査書類限定型モデル工事の試行について

- 検査に使用する書類を限定することで、検査の効率化や省力化による受発注者の負担軽減を図ることを目的とした検査書類限定型モデル工事を試行する。対象工事は、情報共有システム活用工事かつ中間検査実施対象工事から発注者が抽出して実施する。アンケートの結果や問題点の検証を行いながら、試行対象を拡大していく。

◆意見交換会

(1) 経常JVについて

協会→経常JVについては、当初の合併を前提とした制度だったが、現在は仕事を取るためだけに経常JVを選択している企業がいる。格付毎の規定数がある中で、制度として廃止した方がよいと考える。対応等について教えていただきたい。

県 →経常JVの当初の目的については把握しているが、現状では企業の様々な経営戦略に対応する形で残している。なお、全国的な制度として経常JVがあるため、本県のみ廃止するといった対応はできない。また、入札参加での10%の加算措置は、合併を前提として計画書を提出した場合にのみ評価される。

協会→点数加算には、合併計画書が必要とのことだが、計画書を提出して合併しない場合はどのような対応になるのか教えていただきたい。

県 →対応については難しいところがあるが、加算措置は一度受けたら次は受けられない仕組みになっている。



第7回意見交換会

経常JVが健全ではない競争に繋がる場合は、内容の検討が必要になると考えているが、現状では廃止には踏み込めない。

協会→経常JVで特Aになった場合は、全県一区ではなく結成した地区でしか受注できない等の規制をしていただきたい。

県 →受注できる地区の規制等は、公平性の観点から対応できない。

(2) 間接工事費における山間僻地の取扱いについて

協会→山間僻地の算定基準は距離で設定されているのか教えていただきたい。

県 →距離や時間ではなく、該当エリアであれば地域補正の適用の表を基に、補正係数と適用優先順によって設定される。また、該当エリアは宮崎県人事委員会規則第7号における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区によって指定される。

協会→この補正は当初設計から考慮されているのか教えていただきたい。

県 →その通りである。

協会→該当エリアの全ての工事が対象となるのか教えていただきたい。

県 →山間僻地より適用優先の高い項目（道路工事など）があればそちらの補正が適用される。

協会→山間僻地では運搬車が不足し、材料（二次製品等）が入りづらい状況もあるため、それらにも対応できる制度にしていきたい。

県 →特に二次製品は、県内一円現場着単価で設定されていることもあり、工場に近い箇所と山間僻地での運賃が異なるという意見も聞いている。特殊要件等については、担当者等と協議をしていただき、個別に対応することは可能である。

(3) 水辺の工法について

協会→水辺の工法は全てWEB方式に変更になるのか、またCPDSのユニット数が3から2に減る理由について教えていただきたい。

県 →全てWEB方式となる。ユニット数の設定については、CPDSのマニュアルに定められており、対面方式とWEB方式で異なる。

(4) 資材単価の設計変更について

協会→4月から生コンの値上げが多く、多くの地区で予定されている。3月中に受注した工事では4月以降に生コンを使用するはずだが、労務単価の改定だけでなく資材単価も適切に設計変更ができるような制度にしていきたい。

県 →資材を含めた単価については、実際の取引をベースに改定していくのが基本であり、資材が値上がりしてから適用までに時間が必要である。その間は単品スライド等を活用して欲しい。

設計単価と実勢単価を調べると、一部で追随していない時期も確認されたため、物価調査会にも連絡をしたが、算出に関する情報は聞くことができなかった。我々としても対応が難しい状況である。

宮建協

4. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

オープンキャンパス随時開催

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
- ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
- ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)

※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！

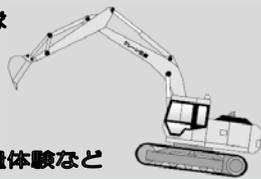


プログラム

時間 10:00からがよろしいかと存じます。(火曜、水曜は、実習をしています)

場所 宮崎県産業開発青年隊

- 体験内容 ○青年隊概要説明
 - 施設案内
 - 建設機械試乗・測量体験など
 - ランチ体験(無料-平日のみ)
- *申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！



※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



73年の伝統を誇る
宮崎県産業開発青年隊

指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp

5. 令和7年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、地域インフラの整備、維持管理等を支える「地域の担い手」とともに、災害時には最前線で県民の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、今後ともその役割を果たしていかなければなりません。しかしながら、他の業界同様、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、次世代の担い手に安心して将来を託せる魅力ある産業を創っていくためにも人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、建設産業の「担い手の確保」「業界のPR」を図るために、学生やその保護者を中心に県内住民に向けた建設産業の「魅力」を発信することを目的として、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和7年度 放映日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和7年4月5日(土)から
令和8年3月28日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK U-dokiの放送帯(毎週土曜17:56~19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和7年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「リクルート篇(30秒)」・「建設って大切篇(30秒)」

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和7年4月5日(土)から
令和8年3月28日(土)まで
2. 放送形態 ○提供クレジット付き30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50~19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和7年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「リクルート篇(30秒)」・「建設って大切篇(30秒)」

《令和7年リニューアル版撮影協力機関・企業》

- 舗装工事撮影、開通前道路上における青年部集合撮影
協力機関：宮崎河川国道事務所 都城志布志道路 乙房IC～高木IC間
- 工事現場撮影、ICT施工撮影
協力機関：宮崎県宮崎土木事務所 宮崎西環状線 古城工区 道路改良工事
協力企業：(株)ダイニチ開発
- ICT関係
協力企業：日新興業(株)
- 青年隊撮影
協力機関：宮崎県産業開発青年隊
- モデル出演者
リクルート篇：宮崎県建設業協会 会員企業 2社より
建設って大切篇：宮崎タレント 濱田詩朗、協会青年部有志

YouTube
チャンネル
あります!



雇用改善コーナー

1. 令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職 発 0117 第 3 号
雇 均 発 0117 第 4 号
開 発 0117 第 4 号
令 和 7 年 1 月 17 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和5年12月8日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和6年度と同様の日程（広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に、正式内定は卒業・修了年度の10月1日以降に開始）を原則としつつ、一定の要件を満たす人材について新しい採用日程を設けること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和6年4月16日付け「2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」（別添1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」について（別添2。以下別添1と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和7年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和7年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和7年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和7年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和7年2月1日以降とする。

安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では、令和7年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、令和7年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前に安定所の職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

(2) 一定の要件を満たす人材に係る新しい採用日程の取扱いについて

一般社団法人日本経済団体連合会と大学関係団体等の代表者により構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」が令和4年4月にまとめたタイプ3のインターンシップのうち専門活用型（2週間以上）かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生（以下「対象学生」という。）については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる取扱いが、令和7年度の大学等卒業予定者から開始される。

これに伴い、対象学生を採用選考する事業主が、5月31日以前に、雇用関係助成金の支給要件を満たすためなどの理由で安定所による職業紹介を希望する場合も想定される。この場合は、上記（1）によらず、令和7年3月1日から同年5月31日までの間に職業紹介を行っても差し支えない。なお、対象学生であることの確認は、事業主に対して電話等により行うこと。

(3) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和7年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和7年4月1日以降に行うこととする。

(4) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、幅広い地域からの学生等の参加を促す観点からオンラインも活用しながら、積極的に開催するものとする。

(5) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和7年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和7年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ① 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ② 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ③ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為（いわゆるオワハラ）等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰下げが生じないよう、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

2. 令和8年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

6文科初第2167号
職発0207第5号
開発0207第3号
令和7年2月7日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
望月 禎
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
山田 雅彦
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
堀井 奈津子
(公印省略)

令和8年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について (通知)

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和6年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和7年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針(平成27年厚生労働省告示第406号)に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生(新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)及び新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定率(令和6年10月末現在。文部科学省調査)は77.3%となり、昨年10月末と比べ、0.1ポイント増加しているものの、就職が決まらない生徒も一定数あります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和8年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考の開始期日については、令和8年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和7年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)及び島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和7年9月5日（沖縄県については、令和7年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和7年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和7年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和7年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和7年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和7年7月1日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和7年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人票の学校への提示についても、令和7年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和8年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 応募書類の取扱い

新規中学校・高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類については、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が行われるよう、「職業相談票（乙）」又は「全国高等学校統一用紙」の使用の徹底を図っているところであるが、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなどの観点から、その一部を別紙のとおり改定し、令和8年3月の新規中学校・高等学校卒業者から適用することとしたので、その周知及び使用の徹底に努めること。

また、全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、求人者の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするとともに、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないよう、事業所への周知・指導を行うこと。

5 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 6 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

7 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないよう、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

なお、学校における就職支援や企業における採用選考活動等が円滑に進められるよう、安定所においては、企業の採用担当者や学校の進路指導担当教諭の情報交換会、合同企業説明会・面接会等を開催するなど、学校や企業に対する必要な協力を行うものであること。

（※）応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和7年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 建退共への加入のおすすめ

建設業界の皆様へ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です。

- 宮崎県では2.5千社が加入、3万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で378億円の退職金(最高額は989万円)をお支払いしています。(令和7年1月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

- ◎法律に基づき運営される国が作った制度
- ◎建退共加入と適正実施により「経営事項審査」で加点評価
- ◎国からの財政上の支援(国成により掛金の一部が免除)
- ◎便利な提携施設の割引サービス

特長

- ◎掛金は金額非課税(損金または必要経費に算入できます)
- ◎複数の企業間を就業して通算して退職金を支給
- ◎加入の手続きは簡単(各都道府県の建退共支部で加入)

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は一日 320円
(加入労働者ひとり)

建退共に参加の事業主の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

- ① 共済証紙は、対象労働者と就労日数に応じた額を購入してください。
- ② 公共工事・民間工事を問わず共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付を忘れずをお願いします。
- ③ 掛金の負担は、全額事業主負担となっております。
- ④ 被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。
- ⑤ 共済手帳に250日分貼り終えたらすみやかに更新手続きを行ってください。
- ⑥ 被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しください。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に退職金請求のご指導をお願いします。
- ⑦ 被共済者が事業所の代表者又は役員報酬を受けることになった場合は継続加入することは、できません。

《お問い合わせ》※建退共のホームページもご覧ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

宮崎県支部 〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館3F
TEL 0985-20-8867 FAX 0985-20-8889
本 部 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル
TEL 03-6731-2866

2. 建退共宮崎県支部取扱状況 (1月分)

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)	前月分	当年度計
12月末計	2,511	29,885					
加 入	4	121	704	71	63,370,790	前月分	73,819
脱 退	1	73				当年度計	661,968
1月末計	2,514	29,933	8,508	929	904,586,055		
			今年度総累計 (2025年1月)				

技士会

1. 令和7年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、1級に46名、2級に28名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年宮崎県建設業協会の後援により、1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和7年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日程 1級 一次検定講習 6日間

令和7年5月19日(月)～5月21日(水) 令和7年5月26日(月)～5月28日(水)

実力テスト講習会 2日間

令和7年6月2日(月)～6月3日(火)

二次検定講習 4日間

令和7年9月1日(月)～9月2日(火) 令和7年9月8日(月)～9月9日(火)

2級 一次検定講習 6日間

令和7年7月23日(水)～7月25日(金) 令和7年7月30日(水)～8月1日(金)

二次検定講習 2日間

令和7年9月10日(水)～9月11日(木)

場所 宮崎県建設会館 宮崎市橋通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和6年度に1級・2級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

資格取得等に要する経費（受検料・受講料）の一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業キャリアアップ支援事業

受検料、講座受講料（教材含む）が対象になります。

詳しくは宮崎県建設技術推進機構へ

電話 0985-20-1830



2. 令和7年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和6年度の(一社)全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は、11月20日(水)で終了しました。4月から11月の計6回開催し、合計で193名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は経験豊かな講師による対面式講習会となっており、最新の情報を提供していただけるなど大変好評を得ておりますので、他団体で受講されている方で令和7年に講習を予定されている方は、ぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能です。

なお、令和7年の予定は右記のとおりです。

日 程	場 所
令和7年 4月18日(金)	宮崎県建設会館
令和7年 5月15日(木)	〃
令和7年 6月13日(金)	延岡建設会館
令和7年 8月22日(金)	宮崎県建設会館
令和7年10月16日(木)	都城建設会館
令和7年11月20日(木)	宮崎県建設会館

3. 令和7年度(公財)宮崎県建設技術推進機構主催研修会の案内

令和7年度の(公財)宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした研修会が下表のとおり計画されております。研修会場はいずれも宮崎県建設技術センターです。CPDSの学習プログラムの登録が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

研 修 名	開催予定日	受講予定数	研 修 名	開催予定日	受講予定数
公共事業実務研修(オンライン)	4月17日	95	景観研修	9月2日	15
盛土規制法研修(オンライン併用)	4月22日	50	地質研修	9月11日~12日	35
土木施工管理研修(オンライン)	4月24日	95	橋梁研修(オンライン併用)	9月18日~19日	40
測量研修	5月13日~14日	25	舗装研修(オンライン併用)	9月25日~26日	65
法面研修(オンライン)	6月25日	95	コンクリート研修(オンライン併用)	10月10日	65
橋梁維持管理研修(オンライン併用)	7月3日~4日	75	安全管理研修	10月31日	50
沿道修景研修	8月22日	50	色彩研修(半日)	11月19日	10
建設ICT研修	8月26日・1月20日	50	補強土壁研修(オンライン)	1月16日	95
3次元点群測量・データ処理(初級)研修	8月27日・1月21日	30	会計検査研修(オンライン併用)	1月30日	65
3次元データ処理(中級)研修	8月28日・1月22日	30			

4. ドローン国家資格(二等無人航空機操縦士)取得講習の募集について

宮崎県土木施工管理技士会では、(一社)日本UAS産業振興協議会(JUIDA)の認定を受けている、ドローンアビエーション(株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール)と共催して、国家資格取得のためのドローンスクールを開催いたします。

なお、国家資格取得試験において実地試験が免除される「国家無人航空機講習修了証明書」が取得できます。

◆ 講習期間：最大6日間(3つのコースを設定) 随時受付

◆ 費用：会員最大 382,000円

厚生労働省の人材開発支援助成金の補助対象となります。

詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。

電話：0985-31-4696

事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

IV 下請セーフティネット債務保証制度について

宮崎県建設事業協同組合

債権譲渡は2種類！

県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類	書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
	1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
	2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
	3. 借入申込書	○	○	○	○
	4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
	5. 誓約書			○	○
	6. 連帯保証書			○	○
	7. 請負工事出来高証明書			○	○
	8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
	9. 約束手形	○	○	○	○
	10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
	11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付けを受けられるので、大変便利です。
 特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
 工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
 資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
 《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

新貸付！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

※貸付金額は、計算額の範囲内となります。

出来高率	貸付金額
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90%《担保掛目》 (1,100万円 × 80% - 440万円 - 110万円) × 90% = 297万円
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額

《当該工事の完成後》

(1) 発注者から協同組合へ債権譲渡額660万円が支払われます。

債権譲渡額 = (1,100万円《請負金額》 - 440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

組合貸付！ 《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

※貸付金額は、計算額の範囲内となります。

貸付金額	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》 - 受領済額 1,100万円 × 80% × 90% - 440万円 = 352万円
------	--

《当該工事の完成後》

(1) 発注者から協同組合へ債権譲渡額660万円が支払われます。

債権譲渡額 = (1,100万円《請負金額》 - 440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <https://mkkumiai.main.jp>

E-mail mk-info@mkkumiai.main.jp

建災防

1. 令和6年に県内で発生した死亡災害（宮崎労働局資料）

令和6年11月18日現在

○付きの番号は建設業で発生したものの

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	激突され	立木等	林業	男	60代	40年	被災者がチェーンソーで杉の伐木作業を、同僚が木材グラブブル機で伐倒木の集材作業を行っていた。同僚が被災者の伐木作業が行われないことを、不審に思い、確認したところ、伐根の近くで倒れている被災者を発見した。
②	1月	墜落、転落	はしご等	建築工事業	男	70代	15年	被災者は、養殖用の水槽（深さ1.4m）の壁や床に生じたクラックの補修作業を行っていた。他の作業者が、水槽の壁の近くに倒れている被災者を発見した。被災者の側には移動式はしごが倒れていた。
③	2月	崩壊、倒壊	地山、岩石	土木工事業	男	60代	17年	道路補修工事現場において、被災者は、湧水等による法面の崩壊等を防止するため、法面下の床掘箇所に入り込んだところ、法面が崩壊し、土砂の下敷きとなった。
4	3月	交通事故	乗用車、バス、バイク	新聞販売業	男	60代	30年	被災者は、原付バイクで新聞配達を行っていたところ、幅員約6mのカーブで転倒した。
5	4月	激突され	立木等	林業	男	30代	5年	被災者はチェーンソーでひのきの伐木作業を行い、同僚は仮置きされた材をトラックで搬送する作業を行っていた。同僚が被災者の様子を伺いに行ったところ、ひのきの下敷きになった被災者を発見した。
6	4月	墜落、転落	建築物、構築物	セメント・同製品製造業	男	40代	13年	コンクリートプラント内の排出口に砂が詰まったため、被災者は上司とともにコンクリートプラント内に入り、スコップで詰まりを除去していたが、詰まりが解消した瞬間に被災者は下部に排出される砂の勢いに吞まれ生き埋めになった。
7	4月	交通事故	トラック	一般貨物自動車運送業	男	40代	15年	高速道路のトンネル内を運転中、すでに衝突事故を起こし停車中のトラックに追突して死亡した。なお、被災者が運転していたトンネル内では、トレーラーが全焼する火災が起きており、火災の際に生じた煙によって視界不良となっていた。
8	5月	おぼれ	水	その他の事業	男	50代	21年	被災者はボートに乗って川の測量作業を行っていたところ、バランスを崩して川に転落した。被災者はボートを追って再び乗り込んだが、ボート内に川の水が浸水したことにより、ボートが転覆して溺死した。なお、災害発生前日の降雨により、川が増水していた。
9	6月	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	特定貨物自動車運送業	男	70代	2年	被災者は車庫の修理をするため、車庫の屋根（高さ5m）に登ったところ、波板スレートを踏み抜き、地上へ墜落した。
⑩	7月	激突	その他の動力運搬機	土木工事業	男	20代	8年	被災者は、傾斜45度のトンネル内において資材運搬用のウインチに乗り、自らウインチを操作して斜面を降りていたところ、ウインチのワイヤロープが切れ、約45mの高さから滑落してコンクリート壁に激突した。
11	4月	激突され	立木等	林業	男	60代	40年	立木（高さ約23m、胸高直径約30cm）を他の労働者が伐倒したところ、伐倒予定方向から約45度ずれ、約18m離れた箇所にいた被災者に激突した。
12	10月	崩壊、倒壊	荷姿のもの	その他の事業	男	60代	32年	被災者Aはフォークリフトを運転し、玄米の入ったフレコンバックをはい積みし、被災者Bはフォークリフトの誘導を行っていたところ、はい積みしていたフレコンバックが崩れ落ち、被災者Bが下敷きとなった。被災者Aは救出のため、被災者Cと同僚Dを呼び、被災者Bに近づいたところ、はい積みされた別のフレコンバックがさらに崩れ落ち、被災者A及び被災者Cが下敷きとなり、被災者Aが死亡した。
13	10月	はさまれ、巻き込まれ	動力電動機構	農業	男	50代	10年	被災者は、ビニールハウスの上に登って何らかの作業を行っていたところ、ビニールを自動開閉する機械のシャフトに雨合羽のフードが巻き込まれて窒息した。
14	10月	激突され	立木等	林業	男	30代	1年	同僚が伐倒した杉（樹高約22m）が斜面（傾斜約35度）を滑り落ち、下方でグラブブルを運転していた被災者に激突した。

宮崎県の建設業における死亡災害は、令和6年は3名（令和5年は1名）と増加しました。

なお、令和7年は3月12日現在、建設業では死亡災害が発生しておりません。

死亡災害をなくすため、安全対策の徹底をお願いいたします。

2. 建設業労働災害防止協会宮崎県支部のHPをリニューアルしました

当支部で開催しております、各種講習を受講いただきましてありがとうございます。

この度、右表示のとおり当支部のHPをリニューアルいたしました。

今度とも、当支部の講習をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、「施工管理者等のための足場点検実務者研修」は、都合により以下のとおり日程が変更になりましたのでご注意ください。

変更前 令和7年8月1日延岡開催

変更後 令和7年9月2日延岡開催



3. 今後の熱中症対策について

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業がある場合には、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付けることが予定されています。

令和7年も「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」が実施されますので、熱中症対策の徹底をお願いいたします。

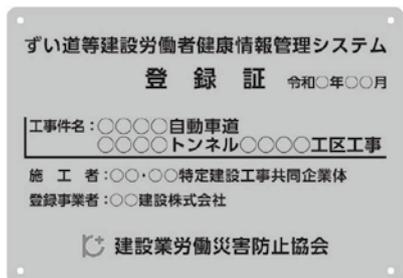


4. 令和7年度ずい道等建設労働者健康情報管理システム説明会について

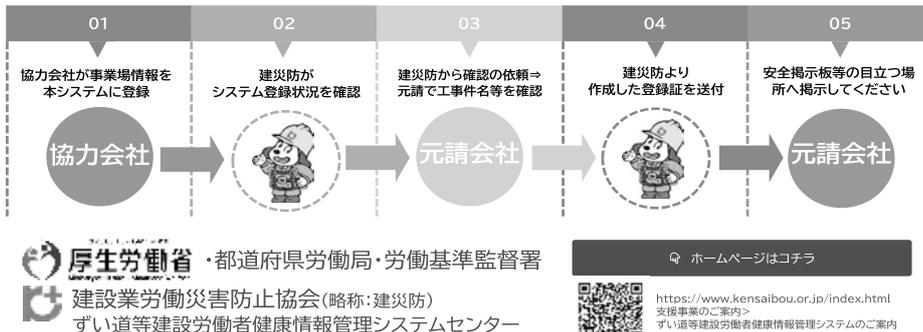
建災防では厚生労働省の補助を受け、ずい道等建設労働者の長期的な健康管理に資することを目的として、じん肺関係の健診情報と作業従事歴を一元的にデータ管理し、当該労働者等からの請求に応じてデータを提供するシステムの運用に取り組んでおります。

令和7年度は、来年2月に宮崎市内で説明会を開催する予定で、詳細は後日ご案内する予定にしております。

登録証/A4版プレート



登録証の入手方法チャートと窓口



火薬協会

1. 火薬類取締法に基づく報告について

火薬類取締法に基づき、火薬類製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者、若しくは占有者は、毎年度、次に掲げる報告書又は届出書を国の産業保安監督部長又は都道府県知事（あるいは※宮崎市長）に対し、提出期限までに提出しなければなりません。

【主なもの】

○ 販売業者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「火薬類販売数量報告書」・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「火薬類営業許可申請書記載事項等変更届」・・・・・・・・遅滞なく

○ 火薬類の所有者又は占有者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「定期自主検査実施計画書届」・・・・・・・・計画定めたら届け出
- ・「定期自主検査実施報告書」・・・・・・・・実施後、遅滞なく
- ・「火薬庫設置等許可申請書記載事項等変更届（報告書）」・・・・・・・・遅滞なく

2. 火薬庫の定期自主検査の徹底について

- 火薬庫の所有者又は占有者は、火薬取締法第35条の2（具体的には同法施行規則第67条の9の規定）により、定期に年2回以上の自主的に検査を行う義務があります。
この場合、貯蔵については繁忙期がある火薬庫については、繁忙期の直前に1回は行わなければなりません。
- 検査をする火薬庫を大掃除して、その構造、位置、設備が規則第22条から第32条までの技術上の基準に適合しているのかを検査し、避雷装置、警鳴装置、消火設備等の保安施設が円滑に作動するかどうかを検査しなければなりません。
- 適合しない部分や円滑に作動しない場合には、補正・補修しなければなりません。
定期自主検査の計画の知事への届出や検査結果の報告は、規則第67条の10及び第67条の11の規定になります。
令和6年度の定期自主点検計画及び結果報告が遅延することのないように注意して下さい。

3. 火薬関係資格試験の日程（予定）の案内

- 試験種別 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者、丙種火薬類製造保安責任者
- 試験日（予定）令和7年8月31日（日）
- 試験会場 都道府県単位で実施

※現時点、試験日は予定となっておりますが、変更の際は改めてご案内します。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和6年度	180	▲ 34.1	10,538	▲ 28.2	3,527	▲ 4.4	155,458	▲ 1.0
令和5年度	273	▲ 13.6	14,686	91.0	3,688	10.4	157,064	28.7
令和4年度	316	59.6	7,690	▲ 17.6	3,342	▲ 6.2	122,035	▲ 14.2
令和3年度	198	▲ 16.8	9,338	64.5	3,563	▲ 6.6	142,292	▲ 5.2

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

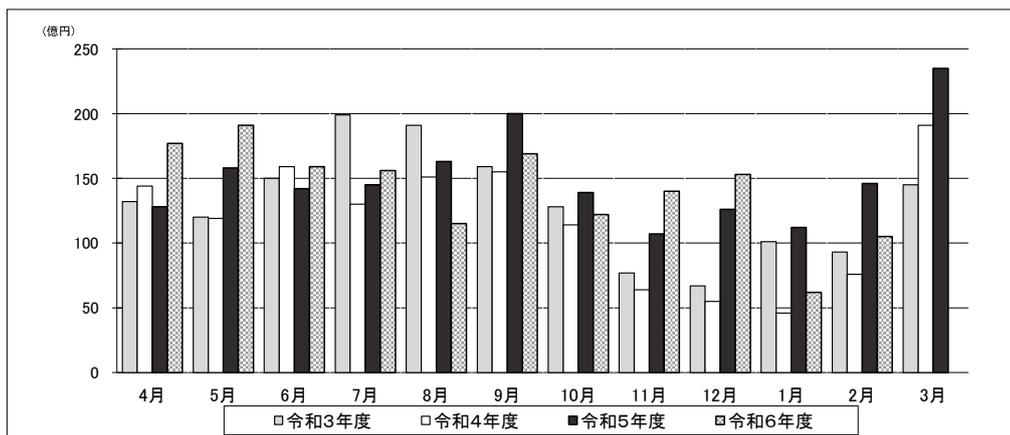
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	20	▲ 31.0	6,191	29.3	206	▲ 17.3	34,265	16.1
独立行政法人等	1	0.0	43	▲ 90.6	27	▲ 12.9	4,562	▲ 54.3
県	73	▲ 18.0	2,220	▲ 36.5	1,154	▲ 6.0	57,305	0.9
市町村	84	▲ 44.0	1,717	▲ 37.3	2,107	▲ 2.0	55,437	0.8
その他	2	▲ 50.0	365	▲ 88.6	33	13.8	3,888	▲ 32.2
計	180	▲ 34.1	10,538	▲ 28.2	3,527	▲ 4.4	155,458	▲ 1.0

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	24	▲ 27.3	627	▲ 57.0	519	▲ 9.1	31,051	▲ 6.2
日南	12	▲ 40.0	909	▲ 36.0	249	2.9	12,764	19.2
串間	3	▲ 40.0	60	▲ 55.8	112	1.8	3,673	▲ 19.5
都城	24	41.2	1,064	▲ 75.5	358	▲ 11.4	19,366	▲ 29.4
小林	25	▲ 45.7	725	▲ 38.2	319	▲ 7.8	12,544	▲ 18.1
高岡	4	0.0	102	21.0	123	2.5	5,914	114.9
西都	8	▲ 63.6	338	▲ 49.8	199	▲ 9.5	5,788	0.1
高鍋	20	150.0	5,243	196.8	170	1.2	17,044	58.8
日向	28	▲ 48.1	764	▲ 63.5	523	▲ 19.2	20,280	▲ 12.5
延岡	16	▲ 27.3	453	▲ 44.6	298	▲ 9.7	15,607	7.3
西臼杵	16	▲ 61.9	249	▲ 64.9	657	24.0	11,421	27.6
計	180	▲ 34.1	10,538	▲ 28.2	3,527	▲ 4.4	155,458	▲ 1.0

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 電子保証のご案内

宮崎県および県下市町村における 電子保証のご案内



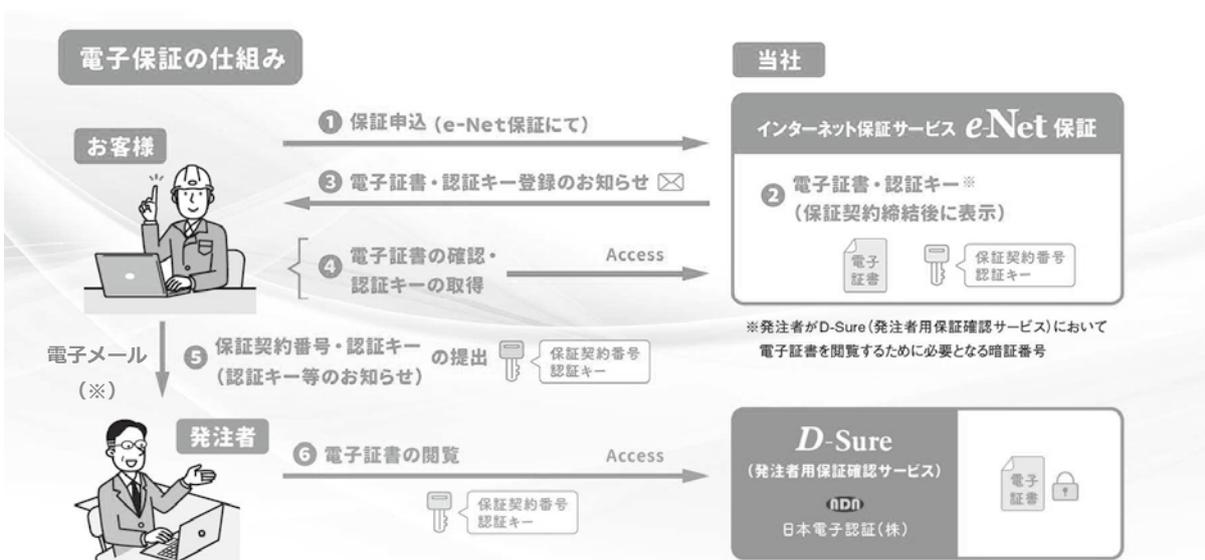
Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓

リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは	書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。
ご利用の要件	お客様が「e-Net保証」を利用し保証申し込いただくこと
対象案件	工事および建設コンサルタント業務
対象の保証証書	前払金保証、中間前払金保証、契約保証

※一部発注者においては、電子メールではなく「紙」での提出となります。
令和6年4月現在、宮崎県・都城市・えびの市・高千穂町・高鍋町にて電子保証が利用可能です。電子保証の運用を開始する市町村は今後も増加予定です。詳しくは西日本建設業保証までお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社

3. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + **中間前払金 20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!

よくある質問 Q & A

<p>Q どのような場合に請求できるの?</p> <p>A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。</p>	<p>Q 出来高検査はあるの?</p> <p>A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。</p>
<p>Q 手続きは面倒じゃないの?</p> <p>A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書 ●発注者が発行する認定調書(写) 	<p>Q 保証料はどれくらいかかるの?</p> <p>A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。</p> <p>一例 請負金額5,000万円の工事の場合</p> <p style="text-align: right;">中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円</p>

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX **0120-553-835**

西日本建設業保証 <https://www.wjcs.net/>



建設業情報管理センターからのお知らせ

経営状況分析の中身が分かる!

ご申請特典 **無料**



CIIC経営状況分析

Y点解説レポート 始めました!

当財団に経営状況分析をご申請いただいた皆様に、
貴社の経営状況の評点 (Y) を分析指標毎に解析し、増減や順位を
チャートで分かりやすくまとめたレポート (Yレポート) を提供しております。
Y点アップや経営目標の参考資料として、是非ご活用ください。

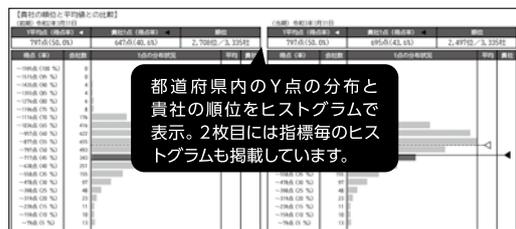
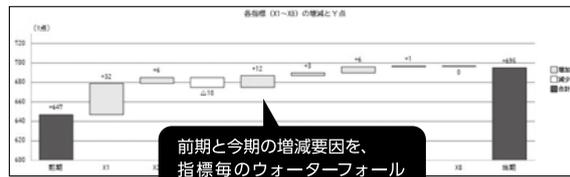
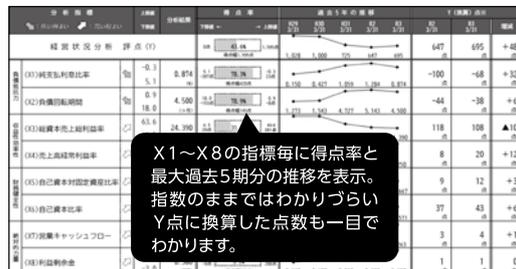
■ Yレポートの入手方法

CIIC電子申請 (マイページ) をご利用中の方は、**マイページから取得**できます。
マイページIDをお持ちでない方は、当財団所定の申込書にてお申込みください。
※代理人様が受け取る場合は、経営状況分析申請時に結果通知書の受領も委任されている必要があります。

■ Yレポートのおすすめポイント 詳細はホームページをご覧ください。

- ▶ Y点の増減要因が、X1~X8の指標毎によくわかる!
- ▶ 指標毎に、得点率や推移、Y(換算)点の増減がよくわかる!
- ▶ 指標毎に貴社の順位と都道府県の平均値との差がよくわかる!

当財団に経営状況分析をご申請いただいた方は、
無料でご利用いただけます。



これらのチャートの他、3期分の財務諸表 (比較財務諸表) を掲載。増減要因を勘定科目レベルで分析できます。

さらに!マイページでは、**市区町村別、業種別、売上規模別**での比較や、**来期のシミュレーション**を行うことができます!
マイページIDをお持ちでない方は、この機会に是非マイページのご利用をご検討ください。
マイページIDの申込方法等、詳細はホームページの「CIIC電子申請 (マイページ)のご案内」をご覧ください。

経営状況分析は「信頼と実績」の **登録経営状況分析機関 登録番号 1**

詳しい情報は <http://www.ciic.or.jp/>

または **CIIC Y点解説レポート**

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館6階
【お問い合わせ】 TEL 092-483-2841 FAX 092-483-2846

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム (ISMS)
に関するISO規格 (27001) の
認証を取得しています。



AIG損保

1. 工事総合補償プランのご案内

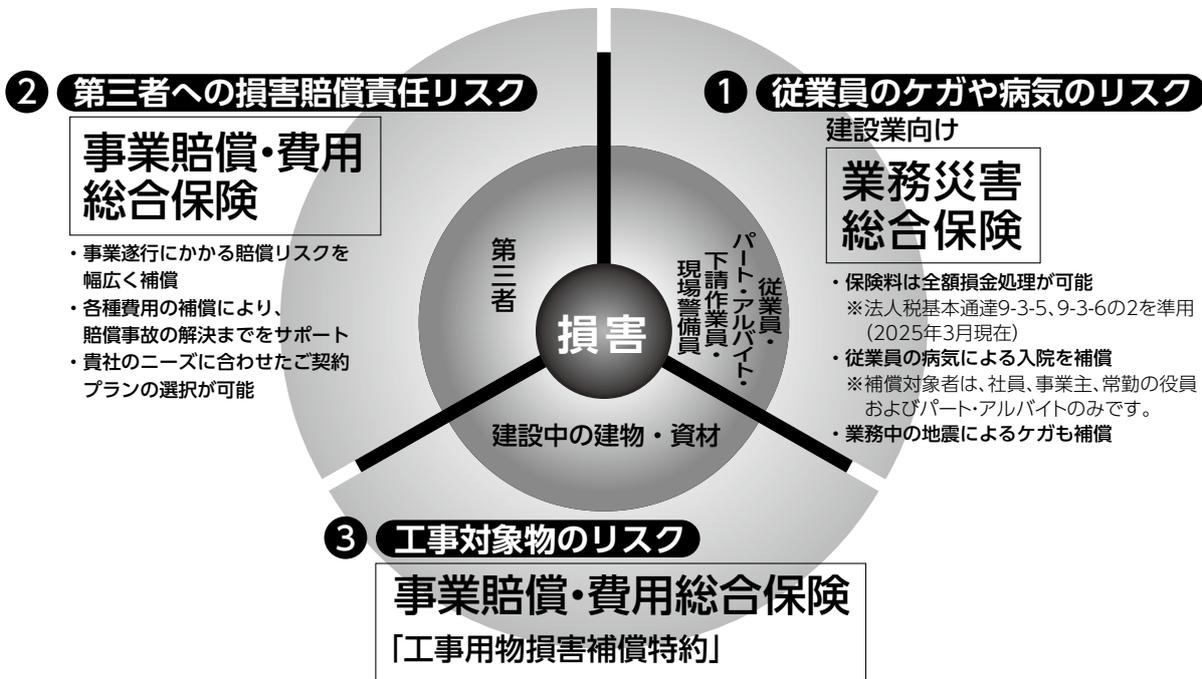


AIG損保

～(一社)宮崎県建設業協会会員の皆様へ～

工事総合補償プラン

工事総合補償プランは2種類の保険から構成されています。



- 2種類の保険に共通する特長
 - 1 つけ忘れなし: 日本国内どこの工事現場でも対象になります。(注1)、(注2)
 - 2 安心: 2種類の保険が、リスクを包括的に補償します。
 - 3 便利: 保険料の払込みは口座振替が可能です。

(注1) 事業賠償・費用総合保険の「工事用物損害補償特約」では、土木工事等、工事の種類によっては対象とならない工事もあります。
 (注2) 業務災害総合保険では、工事の種類によっては対象とならない工事もあります。

- 事故の際、弊社は直接被害者との示談交渉は行いません。
- この広告は保険商品の概要をご説明したものです。(2025年3月現在の内容です。) 詳細につきましては、パンフレットをご参照いただき、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL.0985-22-7171

AIG損害保険株式会社

宮崎支店 (担当:木谷・光本)

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F

TEL.0985-24-3412

D-007704 (2026-03)

AIG損保

2. 事故発生時の「解決援助」サービスのご案内


AIG 損保

企業向け賠償責任保険（国内リスク）

事故発生時の 解決援助

サービスのご案内

万一の事故が発生した際は、親身な解決援助サービスにより、スムーズな紛争解決をサポートいたします。

事故発生から解決までの流れ

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>01 事故の受付</p>  <p>事故の状況や被害の内容を丁寧にヒアリングし、事故の対応についてのアドバイス、補償の内容、必要書類をご案内します。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>02 被害状況の調査</p>  <p>お客さまのご希望に応じて、当社から被害者に直接ご連絡をして、お詫びの意をお伝えするとともに、被害者との間で被害状況の聞き取りや立会確認などをさせていただきます。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>03 保険金の額の算定</p>  <p>契約内容と被害状況に基づき、お支払い可能な保険金の額を算出します。</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>04 被害者に対する、保険金の額の提示と意向確認</p>  <p>お客さまのご希望に応じて、算定した保険金の額およびその根拠について、当社から被害者にご説明させていただきます。また、被保険者から被害者への情報の伝達や書類の送付をお手伝いさせていただき、被保険者の心理的・時間的な負担を軽減します。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>05 示談書の作成・締結のサポート</p>  <p>示談書 / 免責証書のひな形を参考資料として提供させていただきます。また、被保険者の指示に基づき、そのひな形の入力事務をお手伝いさせていただきます。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>06 解決（保険金のお支払い）</p>  <p>保険金をお支払いします。また、お支払い金額、お支払い先などを被保険者に書面でご案内します。</p> </div>

示談交渉について

法律上、示談交渉（被害者との交渉そのもの）を代行することはできませんが、保険会社として可能な範囲で被保険者の紛争解決をサポートします。

企業向け賠償責任保険
2023.07月版
2023年7月1日以降使用

お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会

AIG損害保険株式会社 宮崎支店 (担当:木谷・光本)

TEL.0985-22-7171

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F

TEL.0985-24-3411

建設業福祉共済団

<法定外労災補償制度>

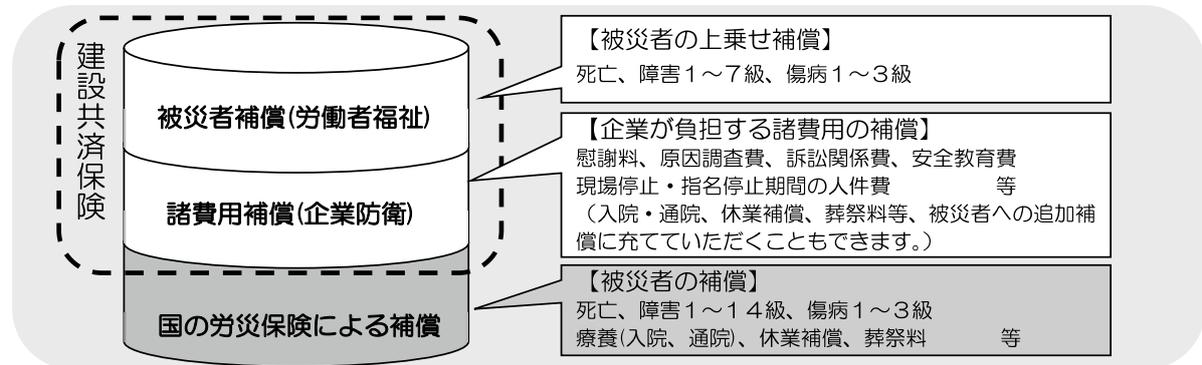
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします!

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度(R4創設)で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」以外にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎03-3591-8451



取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

建設共済保険

検索

R5.9 掲載内容更新

新しくなって、さらに安心・納得!

手厚い補償
保険金区分合計
最高5,000万円

契約者
割戻金制度
により
掛金負担が軽減

労働者と企業の
リスクを
カバー



社員と家族、会社を守るために。

割戻金の支払いが
始まっています。

建設共済保険

法定外労災補償制度

今すぐ、
ご加入を!

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社) 宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19
Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前9:00～午後5:00(土日祝を除く)

詳しくはHPをご覧ください!

建設共済保険

検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>